

ダイレクトダンス部

受講規約

第1条(本規約の適用)

1. ZIP-FM(以下、「主催会社」といいます)は、「ダイレクトダンス部」(以下、「本レッスン」といいます)を、本受講規約に基づき提供します。
2. この受講規約は皆様が主催会社の提供するレッスンを受講していただくにあたってのものです。レッスンを受講する時点で、本規約の内容を承諾いただいたものとみなしますので、必ずご受講以前にお読みいただき、同意、ご署名いただきますようお願いいたします。この規約に同意できない場合には、本レッスンの受講をお控え下さいますようお願いいたします。

第2条(本規約の変更等)

1. 主催会社は、受講者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。なお、変更後の本規約については書面にて受講者に通知するものとします。
2. 主催会社が本レッスンの過程で、必要に応じて随時受講者に通知する指示および諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条(提供レッスン)

1. 本レッスンは、2017年4月に2回名古屋市にてオーディションワークショップを開催し、そのオーディションワークショップにて、ダンス技術の審査を行い、当該審査に合格した受講生に対し、リハーサルレッスンを提供するものとします。
2. 前項のリハーサルレッスン受講者は2017年5月20,21日に開催されるDIRECT2017のいずれかのステージにて出演していただきます。
3. 本レッスンは、2017年4月に開始し、5月20,21日に開催されるDIRECT2017をもって終了となります。
4. 本レッスンの詳細日程、場所等については別途お知らせいたします

第4条(使用範囲)

1. 受講者は、本レッスンを自己の学習の目的としてのみ使用するものとし、第三者へ開示してはならないものとします。
2. 受講者は本レッスンについて、第三者に対する受講者資格の頒布、販売、譲渡、貸与を行ってはならないものとします。
3. 受講者は、本レッスンの全部または一部の修正、それを基にした派生的制作物の作成をしてはならないものとします。

第5条(受講申込・入会)

1. 本レッスン受講希望者は、所定の手続きに従い、本人(18歳未満の場合には、その保護者)が本レッスンの申し込み(以下、「受講申込」といいます)を行います。
2. 受講者(18歳未満の場合には、その保護者)の署名、捺印された入会申込書を主催会社が受領し、受講料の入金が確認されたことをもって、受講申込が完了したとみなします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、主催会社は当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき。
 - (2) 申込者が本レッスンの受講料金の支払いを怠る恐れがあることが明らかとなるとき。
 - (3) 申込者が過去に、本規約に違反したことがあるとき。
 - (4) 主催会社の業務の遂行上または技術上支障があるとき。
 - (5) 申込者が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
 - (6) その他、主催会社が申込者を不相当と判断するとき。
4. 主催会社は受講申込の承諾後であっても、主催会社が承諾した申込者が、第5条3項の何れかに該当す

ることが判明した場合、または本規約の規定に違反した場合、当該申込者に対する通知をもって、受講申込の承諾を取消し、受講者資格を抹消することができます。その場合、第6条に規定する受講料については返金いたしません。

第6条(受講料の支払)

1. 本レッスンのうち、本規約第3条1項に定めるオーディションワークショップの参加費は 5,000 円(税込)とします。
2. 本レッスンのうち、本規約第3条1項に定めるリハーサルレッスンの参加費は 10,000 円(税込)とします。
3. 各参加費の納入は、各レッスンの初回到現金で納入するものとします。
4. 受講料には、レッスン代、場所代等、本レッスンに係る経費を含むものとし、交通費等本レッスン以外の経費は受講生負担とします。
5. 主催会社は、受講料を変更できるものとします。なお、変更の通知はあらかじめ受講者に通知するものとします。

第7条(受講申込の取消・退会)

1. やむをえず受講者が本レッスン辞退を希望する場合、各参加費の納入前であれば、受講辞退できるものとします。
2. 受講者が、参加費納入後に本レッスンを辞退希望する場合、参加費の返金はいりません。

第8条(変更の届出)

1. 受講者は、住所、連絡先その他の届出内容に変更があった場合は、速やかに主催会社に対しその旨を通知するものとします。
2. 受講者が前項の通知を怠ったことにより、当該受講者における本レッスンの受講に支障が生じたとしても、主催会社は何ら責任を負わないものとします。受講者が受講申込の際、またはその後に主催会社に届け出た内容に変更が生じた場合、受講者は、主催会社所定の方法により、遅滞なく、その旨を届け出るものとします。
 - (1)前項の届出を怠ったことにより、受講者が不利益を被ったとしても、主催会社は一切その責任を負いません。
 - (2)主催会社から通知等が受講者に不到達の場合、速やかに主催会社にご連絡ください。連絡がない場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条(登録情報の使用)

1. 主催会社は、受講者が受講申込の際に登録した情報及び受講者が本レッスンを受講する過程において主催会社が知り得た情報(本レッスンの受講履歴、本レッスン風景等)を本レッスン提供の目的のために使用することが出来るものとします。
2. 前項の規定の適用を妨げることなく、以下の項目に該当する場合を除き、主催会社は前項で規定される受講者の情報を第三者に開示しないものとします。
 - (1)主催会社が、本レッスンの受講動向を把握する目的で、収集した個人情報(受講者の個人が特定出来ない情報群)を統計データとして開示するとき。
 - (2)受講者が、限定個人情報(受講者の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、メールアドレス等)(以下、「限定個人情報」といいます)の開示について別途明示的に同意しているとき。
 - (3)主催会社が法令及び国家機関等により開示が求められたとき。

第10条(禁止事項)

1. 受講者は、本レッスンの受講にあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - (1) 他人の著作権等の知的財産権を侵害する行為。
 - (2) 他人のプライバシーを侵害する行為。
 - (3) 本レッスンの運営に支障を与える行為。
 - (4) 本レッスンの趣旨から外れた行為。
 - (5) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為。
 - (6) 主催会社の名誉信用を毀損する行為。

- (7) 諸規則を守らず、会員としてふさわしくない行為で主催会社及び講師や他の受講者の名誉を傷つける行為。
- (8) 受講中講師の指示に従わなかったり、他の受講者に著しく迷惑をかける行為。

第11条(禁止事項への対応)

1. 主催会社は、第三者からの通知等に基づき、受講者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該受講者への事前の通知なしに、当該受講者受講予定の講義の予約取消し、受講者資格の中断、取消等、主催会社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

第12条(受講者資格の中断・取消)

1. 受講者が以下の項目に該当する場合、主催会社は、事前に通知することなく、直ちに当該受講者の受講者資格を中断または将来に向かって取り消すことができるものとします。
 - (1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明したとき。
 - (2) 第9条で禁止している事項に該当する行為を行ったとき。
 - (3) 受講料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあったとき。
 - (4) 手段を問わず、本コースの運営を妨害したとき。
 - (5) その他、本規約に違反したとき。
 - (6) その他、受講者として不適切と主催会社が判断したとき。
2. 主催会社が、前項の定めに従い受講者資格を中断または将来に向かって取消す場合、当該受講者が受講しているすべてのレッスンを対象とします。
3. 主催会社が、前項の措置を取ったことで、当該受講者が本レッスンを受講出来ず、これにより損害が発生したとしても、主催会社はいかなる責任も負わないものとします。

第13条(損害賠償)

1. 受講者は、受講者が本規約、本契約及び法令の定め違反したことにより、主催会社に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし、主催会社を免責しなければならないものとします。受講者が本規約に違反または不正行為により主催会社に対し損害を与えた場合、主催会社は受講者に対し相応の損害賠償請求が出来るものとします。
2. 受講者が本レッスンの受講により第三者に対し損害を与えた場合、受講者が自己の責任でこれを解決するものとし、主催会社に対しいかなる責任も負担させないものとします。
3. 本規約に特別の規定がある場合を除き、主催会社は、本コースの受講により生じる結果について、受講者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。また、本規約に基づいて主催会社が受講者に対し賠償責任を負う場合、主催会社の賠償額は、いかなる場合でも、当該賠償原因を構成する商品又は役務を当該受講者が支払った上限とするものとし、主催会社はそれ以外にはいかなる賠償責任も負わないものとします。
4. 受講者に関わる本レッスン外のいかなる事故、事件については、主催会社は責任を負わないものとします。

第14条(レッスン条件及び内容の変更、中止・中断)

1. 主催会社は、本レッスンの運営に関し、本レッスンの受講を監視し、必要と認める場合、自己の裁量において、本レッスンへの受講を制限することができます。
2. 主催会社は、以下の事項に該当する場合、本レッスンの運営を中止・中断出来るものとします。
 - (1) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本レッスンの提供が通常通り出来なくなったとき。
 - (2) その他、主催会社が、本レッスンの運営上、一時的な中断を必要と判断したとき。
3. 主催会社は前項の事態に関して、以下の通り対応するものとします。
 - (1) 前項の規定により、再開見込みが長期に渡りたたない場合、本レッスンを中止し、受講料の返金に応じます。
 - (2) 前項の規定により、早期に再開見込みが立つ場合は、別日に振り替えて本レッスンを行います。
4. 主催会社は、前項の規定により、本レッスンの運営を中止・中断するときは、あらかじめその旨を受講者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条(全般)

1. 本コースに関連して、受講者と主催会社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
2. 前項により協議をしても解決しない場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

付則 本規約は 2017 年 3 月 1 日より実施するものとします。

以上